

豊川市監査公表第26号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成29年5月29日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	波多野 文 男

【別紙】

定例監査結果に基づく措置通知書（市民部御津支所）

監査実施期間 平成28年11月 7日から
平成29年 2月 8日まで

豊川市監査公表第14号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 備品管理について、平成27年度に購入した同報無線戸別受信機は、御津地区の市民へ貸し出しをする備品であるが、備品表示票の貼付及び備品台帳に製造番号の記載がなかった。また、既に貸し出しをした同報無線戸別受信機は、備品表示票の貼付をしておらず、備品台帳の記載もしていなかった。これらのことから、備品管理がされていないため、適正な管理事務に改善されたい。</p>	<p>再度、管理状況について詳細を確認したところ、御津町合併後、豊川市になってから貸与用として購入した戸別受信機（平成23年度10台、平成26年度10台、平成27年度8台）については、備品シールの貼付及び備品管理システムへの入力が行われていたが、備品シールは、平成28年度に備品管理システムが更新され、備品を新番号で記載し直すべきところを、旧番号のままの記載であったこと及び備品管理システムの登録において平成27年度購入分の規格欄（品名）の未入力があった。</p> <p>また、旧御津町において購入した戸別受信機は、受信機設置希望の申込を世帯毎に受付し、戸別受信機固有の製造番号を受信機番号として管理しており、新規の貸出や転出等による返還があった場合は、戸別受信機貸与申込書及び戸別受信機返還届の提出により毎年、提出日・受信機番号・住所・氏名・事象発生の理由を管理し、現状の貸与台数等の把握をして管理している。</p> <p>改善点として、以下のように実施し、また、継続を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現在、合併後に購入し貸与用として御津支所で保管している戸別受信機24台には、新備品番号のシールを貼付し管理するようにした。 2 備品管理システムの規格等の入力漏れは、正しく入力し直し、データの整備を行った。 3 旧御津町の時から貸与している戸別受信機及び新市以降の貸与戸別受信機（平成28年度末現在貸与3,785台）については、貸与世帯等は把握しており、戸別受信機貸与申込書及び戸別受信機返還届の提出により適正な管理が可能のため、今後も継続的に管理を実施する。

(注) 上記の措置状況は、平成29年5月18日現在のものである。